

令和6年第2回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その6）

堺 市 議 会



# 目 次

		頁
議員提出議案第15号	学校体育館への空調設置に係る補助事業の期間延長を 求める意見書	3
議員提出議案第16号	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める 意見書	7
議員提出議案第17号	災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の 構築への支援を求める意見書	11
議員提出議案第18号	下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP 導入に向けての丁寧な対応を求める意見書	12
議員提出議案第19号	食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める 意見書	15
議員提出議案第20号	健康保険証の廃止の延期を求める意見書	19
議員提出議案第21号	2025年大阪・関西万博への学校行事による子どもの 動員の中止を求める意見書	23
議員提出議案第22号	同性婚を認める新たな法制度の確立を求める意見書	27
議員提出議案第23号	離婚後共同親権について、慎重かつ十分な再検討を 求める意見書	31
議員提出議案第24号	地方自治破壊の仕組みを導入する地方自治法改正に 反対する意見書	32



令和6年6月12日

堺市議会議長  
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

白 江 米 一  
兼 城 剛  
乾 友 美  
林 原 徹  
西 川 良 平  
広 田 新 一  
西 哲 史  
小 堀 清 次  
藤 本 幸 子  
野 里 文 盛  
西 村 昭 三  
田 代 優 子  
宮 本 恵 子  
吉 川 守  
長谷川 俊 英

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

大 西 公 彦  
淵 上 猛 志  
藤 本 貴 憲  
信 貴 良 太  
小 野 伸 也  
上 田 勝 人  
木 畑 匡  
森 田 晃 一  
池 尻 秀 樹  
山 口 典 子  
大 西 耕 治  
大 林 健 二  
吉 川 敏 文  
水ノ上 成 彰

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第15号 学校体育館への空調設置に係る補助事業の期間延長を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 学校体育館への空調設置に係る補助事業の 期間延長を求める意見書

本年1月1日に発災した能登半島地震において、尊い人命が失われた。また多くの被災者が長期に亘る避難生活を余儀なくされた。

本市においては、南海トラフ巨大地震や上町断層帯の直下型地震が想定されており、避難所の環境保全の重要性は高く、避難所として指定されている小中学校、高等学校においても、体育館が活用できるように早急な空調整備の設置が求められてきた。そこで本市では、2025年度から5か年で市立の小中学校、高等学校及び支援学校の体育館に空調を整備することとなっている。

現在国においては、学校体育館への空調設備の設置に係る補助事業として、緊急防災・減災事業債や学校施設環境改善交付金がある。しかしながら、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間である2025年の時点で、緊急防災・減災事業債は終了、学校施設環境改善交付金は補助率の3分の1から2分の1への拡充期間が終了する予定となっている。

文部科学省がとりまとめた公立学校施設の空調設備設置状況を見ても、2022年9月1日時点において、全国の公立小中学校の体育館等への空調設備設置率は11.9%となっており、拡充には相当の期間を要するものと想定される。

よって本市議会は、国において下記の事項に取り組むよう強く要望する。

### 記

1. 緊急防災・減災事業債の事業期間を延長すること。
2. 学校施設環境改善交付金の屋内運動場への補助率2分の1の期間を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

各宛



令和6年6月12日

堺市議会議長  
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

白 江 米 一  
兼 城 剛  
信 貴 良 太  
小 野 伸 也  
上 田 勝 人  
木 畑 匡  
池 尻 秀 樹  
山 口 典 子  
大 西 耕 治  
大 林 健 二  
吉 川 敏 文  
水ノ上 成 彰

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

大 西 公 彦  
淵 上 猛 志  
西 川 良 平  
廣 田 新 一  
西 哲 史  
小 堀 清 次  
野 里 文 盛  
西 村 昭 三  
田 代 優 子  
宮 本 恵 子  
吉 川 守

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第16号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

### 記

1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
2. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築をめざし、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
3. 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
共生社会担当大臣

各宛



令和6年6月12日

堺市議会議長  
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

白 江 米 一  
兼 城 剛  
西 川 良 平  
広 田 新 一  
池 尻 秀 樹  
山 口 典 子  
大 西 耕 治  
大 林 健 二  
吉 川 敏 文

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同

大 西 公 彦  
信 貴 良 太  
小 野 伸 也  
上 田 勝 人  
野 里 文 盛  
西 村 昭 三  
田 代 優 子  
宮 本 恵 子

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 議員提出議案第17号 | 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書        |
| 議員提出議案第18号 | 下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書 |

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることが出来る様になっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流される事もあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なモノであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求める。

### 記

1. 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
2. I o Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
3. 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
デジタル大臣

各宛

## 下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、上水道管の耐用年数をおよそ35年と仮定すると2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

この地方公共団体の下水道事業においては、この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やDXをはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）を策定し公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行をめざして、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（ウォーターPPP）を導入することとした。

更に政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とした。

この下水道事業では、PPP/PFIの導入が、政令指定都市をはじめ、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因の一つに、PPP/PFI手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりやすいこと等がある。

よって、政府に対して、地方公共団体が民間との連携のもとで、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行をめざしてのウォーターPPPの導入について、下記の事項について特段の配慮を求める。

### 記

1. 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
2. 社会資本整備総合交付金の交付について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」との政府の方針について、地方公共団体の取り組み状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣  
(地方創生)

各宛

令和6年6月12日

堺市議会議長  
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同

乾 友 美  
林 原 徹  
藤 本 幸 子

堺市議会議員  
同

藤 本 憲  
森 田 晃 一

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第19号 食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書

現在、日本農業の持続困難が急速にすすみ、この10年で農業者（基幹的農業従事者）は3割も減少し、東京都に匹敵する面積の農地が失われた。漁業生産量も、20年で3割以上も減少した。日本の農漁業は高齢者によって支えられており、後継者不足もまた深刻である。

日本の食料自給率（2022年度）はカロリーベースで38%と主要7カ国（G7）の中で最も低く異常な水準である。（都道府県別では東京都0%、大阪府1%）

肥料・飼料・種子などを考慮すればさらに自給率は大きく下がる。自給率が異常に低下した日本を、世界的な食料危機が直撃している。

ロシアのウクライナ侵略による小麦などの高騰もあるが、より根本的には8億3,000万人が飢餓状態という世界的な食料不足、地球規模での食料危機である。

農業所得に占める政府補助の割合は、ドイツ77%、フランス64%であるが、日本は30%と半分以下でしかない。その一方で農家には「外国産に対抗できる競争力強化」を迫り、終わりのない規模拡大・コストカットを強いてきた。

さらに急激な円安や、物流費・飼料・肥料・資材・燃油等の高騰が、食料供給に重大な障害をもたらしており、価格抑制の緊急の対策は、国民の食料を守るためにも必要である。

よって本市議会は、政府において、以下の取り組みを速やかに実現されるよう強く要望する。

### 記

1. 飼料、肥料、資材、燃油等の高騰を抑制するなどの緊急対策を1兆円規模で実施すること。
2. 食料自給率の向上を国の基本目標に位置づけ、早急に50%まで引き上げること。
3. 輸入自由化路線から転換し、食料主権を守り、国内の食料生産を増やすこと。
4. 価格保障・所得補償の充実をはじめ、農業、酪農、畜産、漁業への支援を抜本的に強化すること。
5. 環境や生物多様性の保全をあらゆる農林漁業政策の前提・土台にすえ、再生可能エネルギーの利用・開発、地産地消など地域循環型の食料生産などで、農林漁村の活性化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣

各宛



令和6年6月12日

堺市議会議長  
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同

淵 上 猛 志  
木 畑 匡  
吉 川 守

堺市議会議員  
同  
同

西 哲 史  
小 堀 清 次  
長谷川 俊 英

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第20号 健康保険証の廃止の延期を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 健康保険証の廃止の延期を求める意見書

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止することが決まっている。

国会審議を通じては、障がい者、認知症の方や高齢者などが、マイナンバーカードの手続き、取得、管理ができずに、制度的に健康保険証を持っていない人にされかねない問題が明らかになった。

また、マイナンバーカードを巡っては問題が続出している。とりわけ「マイナ保険証」に関しては、窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある深刻な問題が顕在化している。

さらに被保険者や医療現場からも懸念の声が上がるなど、国民の不安も解消されないままに廃止が決定され、国民皆保険制度の根幹が揺らぎかねない。

よって、本市議会は国に対し、マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証については、その制度に対する国民の不安が払拭され、理解が得られるまでは、現行健康保険証の廃止を延期することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
厚生労働大臣		
デジタル大臣		



令和6年6月12日

堺市議会議長  
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同

乾 友 美  
林 原 徹  
藤 本 幸 子

堺市議会議員  
同  
同

藤 本 憲  
森 田 晃 一  
長谷川 俊 英

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第21号 2025年大阪・関西万博への学校行事による子どもの動員の  
中止を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 2025年大阪・関西万博への学校行事による 子どもの動員の中止を求める意見書

大阪府は、2025年に開催される大阪・関西万博への学校行事による子どもの動員を進めている。府内の学校に対して、参加の意向調査を行っている。

保護者や教員等から懸念や中止を求める声が相次いでいる。

万博会場に含まれる夢洲1区にはダイオキシンやPCB、下水汚泥などの有害物質が埋められ、メタンガス等が発生し、予てよりガス爆発の可能性が指摘されてきた。3月28日には同1区において工事中にガス爆発事故が起きてしまった。

幸い怪我人はなかったとは言え、爆発の影響で天井まで破損したことが時間をかけて明らかになっている。また、同1区は、観光バスの駐車場、教育関係者用の団体休憩所が設置される予定であり、子どもたちの身を危険にさらすものに他ならない。

同時に、猛暑日の熱中症対策、災害リスク、行き帰りの道中の混雑などの問題は、引率する教員、子どもたちにとって過酷である。

よって、本市議会は、大阪府に対して、学校行事による子どもの動員の中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

大阪府知事宛



令和6年6月12日

堺市議会議長  
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同

乾 友 美  
林 原 徹  
藤 本 幸 子

堺市議会議員  
同

藤 本 憲  
森 田 晃 一

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第22号 同性婚を認める新たな法制度の確立を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 同性婚を認める新たな法制度の確立を求める意見書

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓された性的マイノリティーの方々に対して本市では、パートナーシップ宣誓制度が、2019年4月に開始された。本年4月からは、本人だけではなくその子どもや親も含めたファミリーシップ宣誓も導入された。しかしながら、パートナーシップ宣誓制度は法的効力を持つものとなっていない。

既に共に子どもを育てている同性カップルや事実婚状態のカップルも存在し、養育里親になるケースもある。しかし、同性カップルが法的に婚姻できない状態になっていることで、扶養控除をはじめとした税メリットを受けられない、相続ができない、子どもを養育する場合には子どもの「両親」として認められないなど、結果として子どもにも保護者にも重大な不利益が生じている。また、本年3月14日には札幌高裁で「同性婚を認めないのは違憲」として、憲法第24条第1項違反を認める初の高裁判決があった。

つまり、憲法第14条「法の下での平等」、憲法第24条「婚姻の自由」をすべての人に保障する体制を整えることが課題である。

G7主要先進国で同性婚や、結婚に準じた権利を認める制度がないのは日本だけである。「渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査結果」によれば、国内では、2023年6月28日時点で日本の人口の70%を超える328自治体で同性パートナーを認める制度が導入されている。そうした中で、社会的な理解が急速に進んでおり、NHKの「憲法に関する意識調査（2023年）」では、「同性どうしの結婚について法的に認められるべきだと思う」との回答が43.8%となっている。

この現代社会において、ダイバーシティの推進の観点からパートナーの形にとらわれず、子どもも含めすべての人に平等な社会を作るべきである。

よって本市議会は、国に対し、同性婚を認める新たな法制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

各宛



令和6年6月12日

堺市議会議長  
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同

乾 友 美  
林 原 徹  
藤 本 幸 子

堺市議会議員  
同  
同

藤 本 憲  
森 田 晃 一  
長谷川 俊 英

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 議員提出議案第23号 | 離婚後共同親権について、慎重かつ十分な再検討を求める意見書  |
| 議員提出議案第24号 | 地方自治破壊の仕組みを導入する地方自治法改正に反対する意見書 |

### 理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 離婚後共同親権について、慎重かつ十分な再検討を求める意見書

離婚後共同親権を導入する「民法等の一部を改正する法律」が、本年5月17日の参議院本会議で可決成立した。3月27日に衆院法務委員会で審議入りしてから、異例の速さである。

法律は、広く国民生活、とりわけ子の利益に関わる基本的事項を大きく変えるもので、本来、国会において十分に時間をかけ慎重に審議される必要があった。しかも、実際に夫婦や親子をめぐる事件を扱う弁護士、専門家等から、重大な課題があるという懸念が示されていた。今、離婚後共同親権の拙速な導入に、多くの国民から疑問や批判、不安の声が出ている。

法律によれば、離婚後共同親権となった場合には、原則として親権はすべて父母の共同行使が必要とされる。

そして、単独で親権行使できる「例外」については、その具体的内容が明示されておらず、範囲が不明確である。この状態のままでは、子、父母のみならず、親権行使の相手方（医療機関、学校など）をも混乱させ、ひいては子の利益を害するおそれが高い。

これらの概念は、ガイドライン等により明らかにするとしている。しかし、その「例外」の具体的内容は、核心的に重要である。それを法的拘束力のないガイドライン等に全て委ねることは、子に関わるあらゆる現場に混乱をもたらしかねず、重大な問題がある。

「居住地や勤務先・通学先等がDV・虐待の加害者に明らかになるのではないか」との懸念に対して、「必要に応じて」「さらなる制度の見直しについて検討を行う」、「被害者の保護支援策を適切に措置すること。」とされただけである。

また、協議離婚における「共同親権の合意」の真意性の担保に関する審議が尽くされていないことも含め、議論状況は多岐にわたり、かつ複雑で多くの懸念を残したままである。

さらに、法律では、子どもの権利について明示されていない。

最大の問題は、離婚する父母の合意がなくても裁判所が離婚後の共同親権を定めうるとされている点である。少なくとも子どもの権利を基本に据え、子どもの意見表明権を明記し、裁判官、調査官の大幅増員など、家庭裁判所の体制強化などが不可欠である。

よって本市議会は、政府・国会に対し、こうした国民の声に真摯に応え、拙速な法律の施行を行うのではなく、離婚後共同親権について、慎重かつ十分な再検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

各宛

## 地方自治破壊の仕組みを導入する 地方自治法改正に反対する意見書

政府は、地方自治法の一部を改正する法律案（以下「改正案」という。）を閣議決定し、国会で審議されている。

この改正案は、非常事態で「国民の生命等の保護のために特に必要な場合」に、国が自治体に「指示できる権限」（指示権）を新たに与えるものである。国の指示は、法的拘束力を伴って自治体を従わせるものである。

改正案は、2000年地方分権一括法により国と地方公共団体が「対等協力」の関係とされたことを大きく変容させるものである。また自治事務に対する国の不当な介入を誘発するものである。

政府は、コロナ禍で生じた自治体の業務の混乱を踏まえた改正と主張するが、法案の根拠とする大規模災害及びコロナ禍については、災害対策基本法や感染症法などの個別法で既に国の指示権が規定されている。この上に地方自治法を改正する必要性はない。

さらに改正案は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」、「地域の状況その他の当該事態に関する状況を勘案して」など曖昧な要件で指示権を認めている。そのうえ「緊急性」の要件を外してしまっているため、濫用が懸念される。そして、2000年地方分権一括法が「対等協力」の理念のもと法定受託事務と自治事務とを区別して、自治事務に関する国の指示権を謙抑的に規定した趣旨を無視するものになっている。憲法が保障する「地方自治」を踏みにじり、地方自治体を国に従属させる関係に変えるものであり、それは「地方分権への逆行」そのものである。

よって本市議会は、政府に対し、法案の撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣

各宛

令和6年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その6)

---

令和6年6月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市配架資料番号  
1-B2-24-0050